

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第31号

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱（令和6年三木町要綱第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「本町」を「三木町」に改め、「就職に係る採用選考に係る経費」を「就職活動等に要する経費（以下「交通費」という。）及び移住に要する経費（以下「移転費」という。）」に改める。

第2条中「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業、就業型））」を「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））」に改める。

第3条第2項第1号ア中「大学」の次に「または大学院」を、「卒業」の次に「・修了」を加え、「大学の、」を削り、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。」に、「する見込みである」を「・修了している」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、交通費については在学中で卒業見込みの場合も対象とする。

第3条第2項第1号イ中「大学」の次に「等」を、「卒業」の次に「・修了」を加え、同項第2号中「ア及びイ」を「アからウ」に改め、同号アを次のように改める。

ア 三木町へ移住していること。ただし、交通費については、勤務地が香川県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

第3条第2項第2号イを次のように改める。

イ 三木町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第3条第3項の要件を満たす企業等に就職し、三木町に移住する意思を有していること。

第3条第2項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

第3条第2項第3号イ中「日本人」の次に「である」を、「永住者」を「、出入国管理及び難民認定法に定める永住者」に、「特別永住者」を「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」に改める。

第3条第3項第1号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「風俗営業者」を「風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者」に改め、同号イを同号ウとし、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 勤務地が香川県内に所在する企業等に、同条第2項第1号の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

第3条第3項第2号ア中「基づいて就業する見込み」を「基づく就業」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

第3条第3項第2号イ中「として採用予定」を「としての採用」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 町長は、地方就職支援金対象者に対し、次の各号に掲げる額を補助金として交付する。

(1) 交通費 前条第3項の要件を満たす企業等に就職するための採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費の2分の1の額と別途県が定める金額のどちらか低い額。ただし、地方就職支援金対象者が、宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行などを利用した場合は、合計額から一夜につき別表に掲げた該当する費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす（宿泊料等と往復交通費の内訳が明確に分かる場合を除く）。

(2) 移転費 本町に移転する際に要した費用のうち、最低限の実費であることを証明できる場合は、引越業者又は運送業者へ支払う最低限の実費の金額。ただし、証明できない場合は、別途県が定める金額を上限とした実費の金額とする。

第4条第2項を削る。

第5条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の1、様式第1号の2、様式第1号の3」に改め、同条第2項第4号中「交通費」の次に「及び移転費」を加え、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「在学証明書（大学等所定の様式のもの）」を「在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書（大学等所定の様式のもの）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「内定先企業」を「就業先企業等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 大学等の卒業・修了証明書（ただし、在学中に申請する場合は不要）

(6) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

第8条第1項第2号及び第3号中「地方就職支援金の」を「在学中に交通費を申請した者が、地方就職支援金の」に改め、同項第4号中「地方就職支援金の申請日」を「就業開始日」に改め、同項第5号中「転入日」の次に「（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）」を加える。

第9条第3項第2号及び第3号中「地方就職支援金の」を「在学中に交通費を申請した者が、地方就職支援金の」に改め、同項第4号中「地方就職支援金の申請日」を「就業開始日」に改め、同項第5号中「転入日」の次に「（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）」を加え、「三木町からに」を「三木町から」に改め、同項第6号中「転入日」の次に「（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）」を加える。

別表中「9,800円」を「15,000円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「700円」を「800円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号の2を追加する。

様式第1号の3を追加する。

様式第1号 別紙1を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第5号を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号の1（第5条関係）

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（交通費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				
在学大学・学部				

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場場所			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）（※）

別紙1「三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A.誓約する		B.誓約しない
別紙2「三木町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A.同意する		B.同意しない
卒業後に勤務地が香川県内所在する企業等に就職し、三木町に移住する意思（卒業後の申請の場合は、申請日から5年以上継続して居住する意思）について	A.意思がある		B.意思がない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません。

様式第1号の2（第5条関係）

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（移転費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
内定日	年 月 日	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（三木町）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A.誓約する	B.誓約しない
別紙2「三木町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A.同意する	B.同意しない
申請日から5年以上継続して、三木町に居住する意思について	A.意思がある	B.意思がない

※3 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（交通費及び移転費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費及び移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場場所	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	
就業開始日	年 月 日	

3 移動経路（交通費分）（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		（バス停名・駅名・空港名など）		

4 移転内容（移転費分）

日付	移住元（東京圏）	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三木町地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、三木町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請した者で、地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請した者で、地方就職支援金の申請日から1年以内に三木町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に三木町に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満で三木町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に三木町から転出した場合：半額
- 4 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される三木町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

年 月 日

三木町長 殿

所在地：
事業所名：
代表者名：
電話番号：
担当者：

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
移住先地域内での就業の有無	☐ 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	☐ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない ☐ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

香川県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、香川県及び三木町の求めに応じて、同香川県県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

三木町長

三木町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 三木町は、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・在学中に交通費を申請する場合、申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）：全額
 - ・在学中に交通費を申請する場合、申請日から 1 年以内に三木町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に三木町に住民票がある場合を除く）：全額
 - ・就業開始日から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - ・三木町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から 3 年未満で三木町から転出した場合：全額
 - ・三木町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）3 年以上 5 年以内に三木町から転出した場合：半額
- 2 三木町は、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

現 況 届

三木町長 殿

年 月 日

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏 名			() — ※必ず記入してください

現在の住所	〒 —
-------	------------

○就業に関する要件

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
証明欄	この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所 在 地) (事業所名) (代表者名) (電話番号) (担 当 者)

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを 1 部添付してください。

※地方就職支援金を受給した三木町担当課に当該年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日の間に、この現況届を提出してください（地方就職支援金の申請日の次年度から 5 年間）。

※三木町での居住が確認できない場合は、地方就職支援金の交付決定を取り消し、既に交付した地方就職支援金の返還を命じる場合があります。

※地方就職支援金の転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から 5 年以内に他の市区町村に転出する場合は、地方就職支援金の返還対象になります。